

令和7年度代替職員の確保による研修等支援事業費補助金申請案内

事業の概要

介護事業者が、介護職員（訪問介護員を含む）及び看護職員に研修等を受講させる場合に、代替職員の雇用や、非常勤職員の勤務時間等を増やし代替するのに要する経費の一部（代替する職員の報酬、給与、賃金、諸手当、法定福利費、派遣料）を補助し、職員のキャリアアップを支援する。

補助対象事業者

県内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定介護サービス事業所又は施設を開設する者（以下「介護サービス事業者」という。）で、次のいずれかの要件を満たす者

- ① 介護職員処遇改善加算を取得していること
- ② ぐんま介護人材育成宣言事業者認定証の交付を受けていること

対象となる研修

- ① 介護職員実務者研修（通信課程の場合はスクーリング期間のみ。）
- ② 介護職員初任者研修（通信課程の場合はスクーリング期間のみ。）
- ③ 群馬県が実施するぐんま認定介護福祉士養成研修
- ④ 群馬県が実施する認知症介護研修
- ⑤ 群馬県が実施する高齢者ケア専門研修
- ⑥ 認定介護福祉士養成研修
- ⑦ 介護福祉士国家試験受験対策講座
- ⑧ 介護支援専門員に係る研修
- ⑨ 喀痰吸引等研修
- ⑩ その他介護職員等の資質向上に有益であると群馬県が判断する研修

補助内容

<対象職員>

- ・研修を受講する者が介護職員（訪問介護員を含む。）及び看護職員であること
- ・雇用形態は、常勤・非常勤を問わない

<対象経費>

- ・代替職員に係る報酬、給与、賃金、諸手当、法定福利費、派遣料
- ・派遣職員による確保のほか、既に雇用している非常勤職員の勤務時間等を増やすことにより代替する場合も対象とする。

<補助金額>

代替職員の賃金額（日額）×代替職員を確保した日数×3／4（補助率）

[上限]

- ・1事業所当たり 600,000 円／年
- ・代替職員 1 人当たりの時間単価上限
 - 介護関連の有資格者：1,500 円／時間
 - 介護関連の無資格者：1,450 円／時間
 - 看護関連の有資格者：1,650 円／時間

※ 令和 8 年 3 月末日までに支払いが完了した経費のみが補助対象です。令和 8 年 4 月以降に支払う経費については、内容が令和 7 年度のものであっても補助対象外ですので御注意ください。

お問い合わせ先

群馬県健康福祉部福祉局地域福祉課

福祉人材確保対策室人材確保係

E-mail : kaigo-kakuho@pref.gunma.lg.jp